

労働者に関する トラブル解決を お手伝いします！

労働者とのトラブルを抱えて困っていませんか？

手続簡単

無料

秘密厳守

お問合せ先

埼玉県労働委員会事務局

TEL: 048-830-6452・6465

FAX: 048-830-4935

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第三庁舎4階

埼玉県労働委員会

検索



埼玉県マスコット
「さいたまっち&コバトン」

あっせんとは？

労使間の話し合いが行きづまったときに、労働委員会が間に入り、解決を目指す制度です。

公益・労働者側・使用者側の経験豊かな3人のあっせん員が、中立・公正な立場で双方の主張を個別に伺い、お互いが受け入れられる合意点を探ります。

あっせんの対象となる労使紛争の例

- 労働組合との団体交渉が円滑に進まない。
- 契約期間の満了をもって更新しないことを告げたら、雇止め無効を訴えられた。
- やむを得ない事情で配置転換したが、拒否されて困っている。
- 業務指示に従ってもらえず困っている。

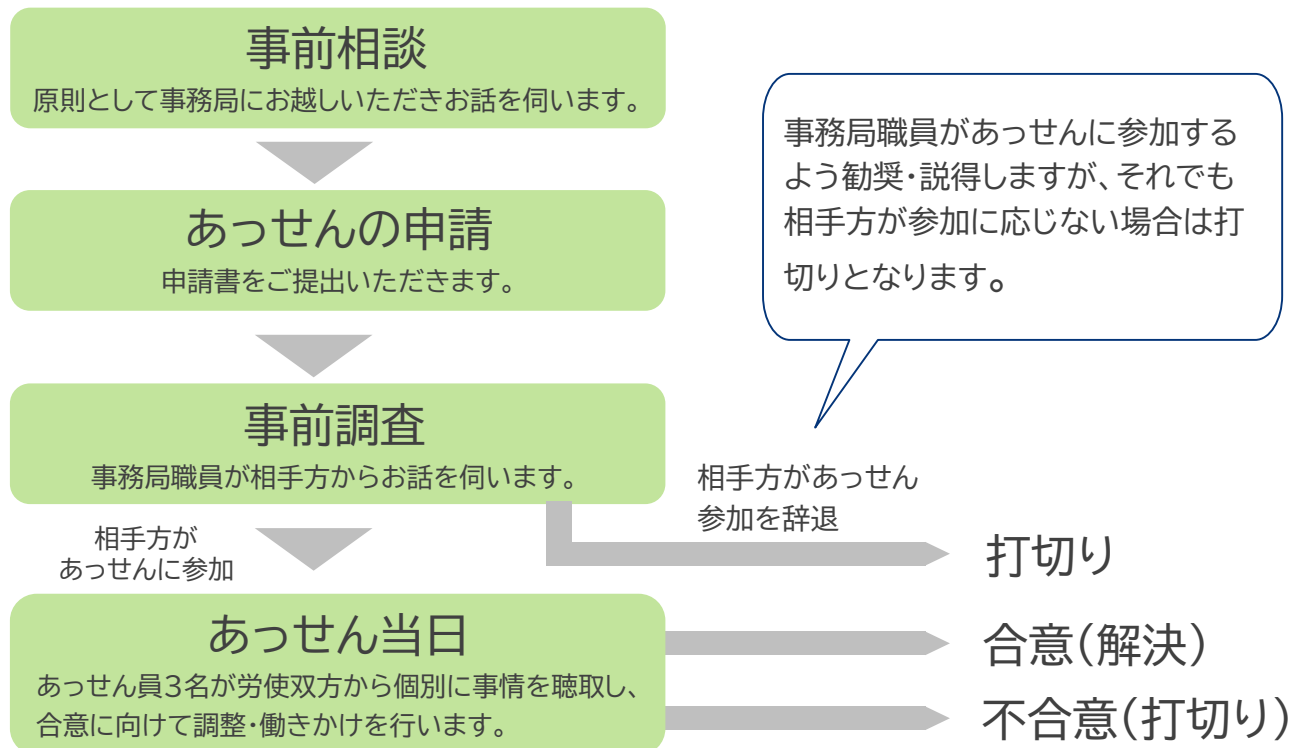
※ 埼玉県内の事業所での労使紛争が対象となります。

あっせんによる解決のメリット

- 手続きが簡単で無料です。
- 秘密厳守、非公開です。
- あっせん回数は原則1回で、短期間での解決を目指します。
- 労使の円満な関係構築につながります。
- 合意成立の場合、合意事項は原則非公開となります。

あっせんの流れ

※ 申請からあっせん当日までは、1～2か月程度かかります。



あっせんに限らず、労働問題に関する相談(労働組合に関する相談を除く)をご希望の場合は、こちらまで

📞 埼玉県労働相談センター 048-830-4522 (電話相談受付 平日 9時～16時30分)

(職場での労働者個人と使用者の間における賃金や労働時間、休日・休暇などの労働条件に関する相談窓口)